

社会保障審議会 介護保険部会（第54回）	榎田委員 提出資料
平成25年12月20日	

全国老施協発第1920号
平成25年12月20日

社会保障審議会介護保険部会
部会長 山崎泰彦様

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
会長 石川 憲

介護予防通所介護、及び同訪問介護の地域支援事業への移行に係る
円滑な推進とサービスの質量確保のためのガイドライン策定に関する意見

平成25年8月21日に閣議決定された「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」に基づき、社会保障審議会介護保険部会において、地域支援事業の見直しに併せた介護予防給付の見直しが検討されているところです。

事業の移行にあたっては、自治体の負担増加と事業の地域格差の拡大、利用者の受けられるサービスの不条理な差異が生まれることが懸念されることから、下記のとおり意見を提出します。

- 一、「介護保険制度の見直しに関する意見（素案）」（平成25年11月27日付）では、「市町村による事業の円滑な実施を推進するため、上記の「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の内容を、介護保険法に基づく指針で、ガイドラインとして示す」との標記があります。
これについて、法令に対する位置づけを明確にし、事業の運営においては少なくとも現行水準を確保するため、関係機関及び団体に対する拘束力についてお示し願います。
- 二、同ガイドラインの策定にあたり、当該事業の当事者である自治体、主たる委託先のひとつである社会福祉法人をはじめとする介護・福祉事業者、並びに移行に伴い大きな不安を抱えている利用者の声を反映することは不可欠であります。
つきましては、同ガイドライン策定のための検討機関（WT等）を設置していただき、当事者が参画することで、一層、国民の理解を得られるものとなるようご配慮を願います。